



埼玉県報

第 2 6 1 9 号
平成 2 6 年 8 月 1 2 日
火 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則\(税務課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [生徒用机・椅子・机天板\(東部地区\)に関する入札公告\(入札課\)](#)
- [生徒用机・椅子・机天板\(西部地区\)に関する入札公告\(入札課\)](#)
- [生徒用机・椅子・机天板\(南部地区\)に関する入札公告\(入札課\)](#)
- [生徒用机・椅子・机天板\(北部地区\)に関する入札公告\(入札課\)](#)
- [平成26年度公害防止主任者資格認定講習実施\(水環境課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [鴻巣都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [鴻巣都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [川口都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [鴻巣都市計画鴻巣駅東口駅通り地区第一種市街地再開発事業の変更に係る図書の写しの縦覧\(市街地整備課\)](#)
- [宅地建物取引業法による聴聞\(建築安全課\)](#)
- [県道大間木蔵線の区域の変更\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道大間木蔵線の供用の開始\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

規 則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十四号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の表〔三十四号中「第十三条の四」の下に「及び第十三条の五」を加え、同表〔三十四の二号中「第十三条の五」を「第十三条の六」に改め、同表〔三十六号中「及び」を「、条例第三十二条の十一の二第二項及び」に改め、同表〔三十七号中「第三十二条の九第一項」の下に「、条例第三十二条の十一の二第二項」を加え、同表〔三十七の二号中「第七十三条の二十六第二項（」の下に「法第七十三条の二十七の二第三項、」を加える。

別記様式第三十四号を次のように改める。

※整理番号

受付印

不動産取得税減額申告書

(宛先) 埼玉県 県税事務所長	年 月 日	納 税 義 務 者 (取得者)	住所又は所在地			
			氏名又は名称 及び代表者氏名	(電話 () 番)		
減額を受けようとする 不動産取得税	年 度	納 税 番 号	税 額	減額を受けようとする 税 額	納 税 の 済 否	
			円	円	納 税 し て い る 納 税 し て い な い	

減額を受けようとする事由等 (該当の数字を○印で囲み、所要事項を記入してください。)

- 1 耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合することについて証明を受け、かつ、自己の居住の用に供した。

住宅の種類	床面積	新築年月日	取得年月日	耐震改修完了年月日	居住開始年月日
一戸建住宅 その他 ()	m ²

2 取得した不動産は、その取得の日から1年以内に公共事業の用に供するため収用され、譲渡し、若しくは移転補償を受けた不動産又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実と認められる不動産として譲渡し、若しくは移転補償を受けた不動産に代わるものとなつた。

○収用され、譲渡し、又は移転補償を受けた不動産

土地の所在地 家屋の所在地	地番 家屋番号	地目 種類・構造	用途	地床面積 積積	固定資産課税台帳価格
				m ²	円
収用・譲渡・移転補償の別	収用され、譲渡し、又は移転補償に係る契約をした年月日		公共事業の種類	公共事業の起業者	
収用・譲渡・移転補償	.				

3 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金又は地方税法施行規則附則第3条の2の18の助成金の支給を受けて取得した当該事業所の事業の用に供する施設をその取得した日から引き続き3年以上当該事業所の事業の用に供した。

施設の所在地	施設の種類	床面積	取得年月日	助成金の額
		m ²	.	円

- 注意 1 この申告書は、埼玉県税条例第32条の11の2第1項若しくは第32条の11の3第1項又は地方税法附則第11条の4第1項の規定により不動産取得税の減額を受けられることとなつた場合に、直ちに提出してください。
- 2 この申告書には、不動産取得税の減額を受けようとする事由を証明する書類を添付してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

別記様式第三十六号を次のように改める。

※整理番号

受付印

不動産取得税減額予定の申告書

年 月 日	取 得 者	住所又は所在地				
(宛先) 埼玉県 県税事務所長		氏名又は名称 及び代表者氏名	(電話 () 番)			
不動産取得税の徴収猶予 を受けようとする不動産	土地の所在地 家屋の所在地	地番 家屋番号	地目 種類・構造	地面積	積積	取得した年月日
				m ²		. .

徴収猶予を受けようとする事由等（該当の数字を○印で囲み、所要事項を記入してください。）

1 土地を取得した日から2年以内（平成11年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得した土地については、3年以内（平成16年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得した土地で地方税法施行令で定める場合においては、4年以内））にその土地の上に特例適用住宅が新築される予定である（その土地の取得をした者がその土地を住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は住宅の新築がその土地の取得をした者から直接その土地を取得した者により行われる場合に限る。）。

新築される予定の住宅	住宅の種類	床面積	積積	着工予定年月日	完成予定年月日
	一戸建住宅 その他 ()	m ²	

2 土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある耐震基準適合既存住宅等を取得する予定である。

取得する予定の耐震基準適合既存住宅等	住宅の種類	床面積	積積	新築年月日	現在の所有者の住所及び氏名	取得予定年月日
	一戸建住宅 その他 ()	m ²	

3 耐震基準不適合既存住宅を取得し、その取得の日から6月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合することについて証明を受け、かつ、自己の居住の用に供する予定である。

住宅の種類	新築年月日	耐震改修完了予定年月日	居住予定年月日
一戸建住宅 その他（ ）	・	・	・

4 取得した不動産は、その取得の日から1年以内に公共事業の用に供するため収用され、譲渡し、若しくは移転補償金を受ける予定の不動産又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実と認められる不動産として譲渡し、若しくは移転補償金を受ける予定の不動産に代わるものとなる予定である。

○収用され、譲渡し、又は移転補償金を受ける予定の不動産

土地の所在地 家屋の所在地	地番 家屋番号	地目 種類・構造	用途	地床面積 積積	固定資産課税台帳価格
				m ²	円
収用・譲渡・移転補償の別	収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をする予定の年月日		公共事業の種類	公共事業の起業者	
収用・譲渡・移転補償	・				

5 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金又は地方税法施行規則附則第3条の2の18の助成金の支給を受けて取得した当該事業所の事業の用に供する施設をその取得した日から引き続き3年以上当該事業所の事業の用に供する予定である。

施設の所在地	施設の種類	床面積 積積	取得年月日	助成金の額
		m ²	・	円

- 注意 1 この申告書は、埼玉県税条例第32条の9第1項、第32条の11の2第2項若しくは第32条の11の3第2項又は地方税法附則第11条の4第2項の規定により不動産取得税の徴収猶予を受けようとする場合に、不動産取得申告書と併せて提出してください。
- 2 この申告書には、不動産取得税の徴収猶予を受けようとする事由を証明する書類を添付してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

別記様式第三十七号の三を次のように改める。

※整理番号



不動産取得税還付申請書

年 月 日		取得者	住所又は所在地				
(宛先) 埼玉県 県税事務局長			氏名又は名称 及び代表者氏名		(フリガナ)		
				(電話 () 番)			㊟
年 度		納 税 番 号		還付金の 振 込 先		当座 普通	No.
区 分	納付額	還付を受けようとする額	納付年月日		支店		
税 額	円	円	・ ・	※ 還付の申請があつた日から 起算して10日を経過した日			・ ・
延 滞 金				摘 要			
合 計							

還付を受けようとする事由（該当の数字を○印で囲んでください。）

- 1 家屋の取得について主体構造部の取得者以外の者が取り付けた附帯設備に属する部分をも併せて取得したものとみなされて課税を受けたことによる減額
- 2 土地を取得した日から2年以内（平成11年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得した土地については、3年以内（平成16年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得した場合で地方税法施行令で定める一定の場合は、4年以内））にその土地の上に特例適用住宅が新築されたことによる減額（その土地の取得をした者がその土地を住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は住宅の新築がその土地の取得をした者から直接その土地を取得した者により行われる場合に限る。）
- 3 土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある耐震基準適合既存住宅等を取得したことによる減額
- 4 耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合することについて証明を受け、かつ、自己の居住の用に供したことによる減額
- 5 取得した不動産が、その取得の日から1年以内に公共事業の用に供するため収用され、譲渡し、若しくは移転補償金を受けた不動産又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実と認められる不動産として譲渡し、若しくは移転補償金を受けた不動産に代わるものとなつたことによる減額

6 譲渡担保財産として取得した不動産を債権の消滅により譲渡担保財産の設定の日から2年以内に譲渡担保財産の設定者に移転したことによる納税義務の免除

7 その他の事由による減額・免除（下線部分に該当する規定を記入してください。）

(1) 県税条例第32条_____第_____項に該当

(2) 地方税法附則第11条の4第2項に該当

(3) 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第11条の4第4項に該当

注意 1 この申請書は、埼玉県税条例第32条第7項、第32条の11第1項、第32条の11の2第3項、第32条の11の3第5項、第32条の11の4第3項、第32条の11の5第3項、第32条の11の6第3項若しくは第32条の11の7第3項、地方税法附則第11条の4第2項又は地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第11条の4第4項の規定により、既に納付している不動産取得税の還付を受けられることとなつたときに提出してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第千百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アジャック

三 代表者の氏名

王 永新

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市西川口三丁目二十九番二十号ライオンズマンション第六 三百

二二号

五 定款に記載された目的

この法人は、日本と中国との青少年の交流を通し、日中両国間の文化や慣習における差異を理解しつつ相互に交流を通して、友好と助け合いを實踐して、深い信頼関係とゆるぎない友好を築く事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年八月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人埼玉リハビリテーションボランティア協会
- 三 代表者の氏名
小川 元誓
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県上尾市二ツ宮九百六十七番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や障害者等に対し、それらの者の要望に応じ、リハビリテーションに係る全般的な研修、講習、実技、相談等の活動をし、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで、福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年八月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アートの森
- 三 代表者の氏名
門馬 貞直
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県上尾市大字平方千二百八十七番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、子どもから高齢者及び障がい者に対し、芸術の製作指導を提供し、誰もが心豊かに暮らせる地域社会を創造することで、明るい地域づくりの活動増進を図り、社会福祉に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年八月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人児玉郡市障がい者就労支援センター

三 代表者の氏名

鈴木 峯一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県本庄市小島南二丁目四番九号

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者等に対し、雇用の機会を創出し、雇用の安定を図ることを通じて、障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百四十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

生徒用机・椅子・机天板（東部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

第1期 平成27年1月7日（水）

第2期 平成27年3月27日（金）

(4) 納入場所

埼玉県立春日部高等学校ほか28校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 桜田・宮下 電話048-830-5778(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年10月10日(金)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年10月9日(木)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年10月10日(金)午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 平成26年10月10日(金)午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年9月17日（水）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年8月20日（水）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Set of student desks, chairs, and desktops (Eastern region)

(2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: Bidding Services Division,
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

Date/Time: Friday, October 10, 2014, 10:00 a.m.

(3) Mailing Address and Deadline for Submissions (Registered Mail Only):

Address: General Affairs・Supplies Procurement Group,
Bidding Services Division
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

By Registered Mail: Must be received by 5:00 p.m., Thursday October
9, 2014

In Person: Must be received by 10:00 a.m., Friday October 10, 2014

告示

埼玉県告示第千四百四十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年八月十二日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

生徒用机・椅子・机天板（西部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

第1期 平成27年1月7日（水）

第2期 平成27年3月27日（金）

(4) 納入場所

埼玉県立川越女子高等学校ほか24校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 桜田・宮下 電話048-830-5778(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年10月10日(金)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年10月9日(木)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年10月10日(金)午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 平成26年10月10日(金)午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年9月17日（水）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年8月20日（水）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Set of student desks, chairs, and desktops (Western region)

(2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: Bidding Services Division,
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

Date/Time: Friday, October 10, 2014, 10:00 a.m.

(3) Mailing Address and Deadline for Submissions (Registered Mail Only):

Address: General Affairs・Supplies Procurement Group,
Bidding Services Division
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

By Registered Mail: Must be received by 5:00 p.m., Thursday October
9, 2014

In Person: Must be received by 10:00 a.m., Friday October 10, 2014

告 示

埼玉県告示第千百四十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

生徒用机・椅子・机天板（南部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

第1期 平成27年1月7日（水）

第2期 平成27年3月27日（金）

(4) 納入場所

埼玉県立浦和第一女子高等学校ほか24校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級、B等級又はC等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 桜田・宮下 電話048-830-5778(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年10月10日(金)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年10月9日(木)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年10月10日(金)午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 平成26年10月10日(金)午前11時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年9月17日（水）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年8月20日（水）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Set of student desks, chairs, and desktops (Southern region)

(2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: Bidding Services Division,
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

Date/Time: Friday, October 10, 2014, 10:00 a.m.

(3) Mailing Address and Deadline for Submissions (Registered Mail Only):

Address: General Affairs・Supplies Procurement Group,
Bidding Services Division
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

By Registered Mail: Must be received by 5:00 p.m., Thursday October
9, 2014

In Person: Must be received by 10:00 a.m., Friday October 10, 2014

告 示

埼玉県告示第千四百四十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

生徒用机・椅子・机天板（北部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

第1期 平成27年1月7日（水）

第2期 平成27年3月27日（金）

(4) 納入場所

埼玉県立熊谷農業高等学校ほか12校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級、B等級又はC等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 桜田・宮下 電話048-830-5778(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年10月10日(金)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年10月9日(木)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年10月10日(金)午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 平成26年10月10日(金)午前11時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年9月17日（水）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年8月20日（水）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Set of student desks, chairs, and desktops (Northern region)

(2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: Bidding Services Division,
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

Date/Time: Friday, October 10, 2014, 10:00 a.m.

(3) Mailing Address and Deadline for Submissions (Registered Mail Only):

Address: General Affairs・Supplies Procurement Group,
Bidding Services Division
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

By Registered Mail: Must be received by 5:00 p.m., Thursday October
9, 2014

In Person: Must be received by 10:00 a.m., Friday October 10, 2014

告示

埼玉県告示第千四百四十七号

埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第百十六条第一項の規定により、平成二十六年年度公害防止主任者資格認定講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成二十六年八月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 講習の区分、実施期間、実施場所及び予定人員

区 分	実 施 期 間	実 施 場 所	予 定 人 員
大気関係	平成二十六年十月十五日（水）から同月十七日（金）まで	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目五番一号 埼玉県民健康センター タ―大会議室A・B	一五〇人
水質関係	平成二十六年十月二十日（月）から同月二十二日（水）まで	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号 埼玉教育会館二〇一・二〇二会議室	一四〇人
騒音・振動関係	平成二十六年十月八日（水）から同月十日（金）まで	（平成二十六年十月十五日（水）） 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目五番一号 埼玉県民健康センター タ―大会議室A・B	一四〇人
ダイオキシン類関係	平成二十六年十月十五日（水）、同月二十三日（木）及び同月二十四日（金）	（平成二十六年十月十五日（水）） 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目五番一号 埼玉県民健康センター タ―大会議室A・B	五〇人

	<p>(十月二十三日(木) 及び十月二十四日 (金)) 埼玉県さいたま市浦 和区仲町三丁目五番 一号 埼玉県県民健康セン ター中会議室</p>	

二 講習の区分、科目及び合計時間数

区分	科目	合計時間数
大気関係	一 公害概論 二 大気汚染関係法規 三 燃烧・ばい煙防止技術 四 除じん・集じん技術 五 測定技術	二〇
水質関係	一 公害概論 二 水質汚濁関係法規 三 汚水等処理技術一般 四 測定技術	二〇
騒音・振動関係	一 公害概論 二 騒音及び振動関係法規 三 音及び振動の性質 四 騒音及び振動の防止技術 五 測定技術	二〇
ダイオキシン類関係	一 公害概論 二 ダイオキシン類関係法規 三 ダイオキシン類の排出防止技術 四 測定技術	二〇

三 受講資格等

イ 講習を受講することができる者は、埼玉県生活環境保全条例施行規則(平成

十三年埼玉県規則第百号（第九十七条第一項の表の中欄に該当する者とする。

□ 受講希望者数が講習の予定人員を上回る場合には、その所属する工場又は事業場における公害防止主任者及びその代理者の選任状況等を勘案し、受講者を決定する。

四 提出書類

イ 公害防止主任者資格認定講習受講申込書

ロ 公害防止実務経験証明書

ハ 工場又は事業場の概要書

五 提出書類の受付期間、受付場所等

イ 受付期間及び受付時間

平成二十六年九月二日（火）及び同月三日（水）の午前十時から午後四時三十分まで

ロ 受付場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号 埼玉教育会館二〇二会議室

ハ 受付方法

受付場所に持参すること。

六 受講申込書の請求

埼玉県環境部水環境課、埼玉県各環境管理事務所又は各市町村環境担当課に請求すること。

告 示

埼玉県告示第千四百四十八号

測量計画機関である伊奈町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

伊奈町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

伊奈町全域

四 作業期間

平成二十六年七月一日から平成二十七年三月十八日まで

告 示

埼玉県告示第千四百四十九号

測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

白岡市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

白岡市全域

四 作業期間

平成二十六年七月十四日から平成二十七年三月二日まで

告 示

埼玉県告示第千百五十号

鴻巣市から鴻巣都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百五十一号

鴻巣市から鴻巣都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千五百五十二号

川口市から川口都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百五十二号

鴻巣市から鴻巣都市計画鴻巣駅東口駅通り地区第一種市街地再開発事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十六年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千五百五十四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条の規定による処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十六年八月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十六年九月十日午前九時三十分	株式会社魚野開発	代表取締役 切上 英二	埼玉県川口市桜町一丁目十四番十三号

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十三番三号

埼玉県衛生会館 五二一会議室

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年八月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十二日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 田 学

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 大間木蔵線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>川口市大字芝字宮根三九五番一地从先 から 同市大字芝字辻三八八二番八地从先 まで</p>		区 間
<p>九・四七 一六・六</p>	<p>八・〇〇 一三・八〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>四五一・〇〇</p>		延 長 (メートル)
<p>自転車歩行者道整備 事業による。</p>		備 考

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年八月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十二日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 田 学

大間木蕨線	路線名
川口市大字芝辻三九〇五番一地先から 同市大字芝辻三八八二番八地先まで	供用開始の区間
平成二十六年八月十二日	供用開始の期日
平成二十六年八月十二日付け、埼玉県さ いたま県土整備事務所長告示第六号で告 示した道路予定区域の一部供用開始であ る。 延長一一六・〇〇メートル	備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年八月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十六年五月一日

指令川建セ第二五〇一五八〇号

二 検査済証番号

平成二十六年八月四日

川建セ第二六〇〇六六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字上古寺字青柳三四四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字腰越四四九番地一 セレノカーサー 四

小澤 大典 小澤 愛美

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年八月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十六年一月二十一日

指令川建セ第二五〇一三四〇号

二 検査済証番号

平成二十六年八月七日

川建セ第二六〇〇七四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字角泉字亀尾三百七十七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目百七番地 大宮アルファ四十四 六〇一

号室

増村 順子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年八月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十五年十二月十八日

指令川建セ第一二〇〇三八一号

二 検査済証番号

平成二十六年八月七日

川建セ第二六 六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字久保田字赤城一三四番一、一三五番二、一四三番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市元宿二丁目一番地一三 メゾンシユウニ 三号室

長沢 好行

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十六年八月十二日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 井野 良 明

指定番号	第五号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第五号
指定の年月日	平成二十六年七月三十日
指定に係る道路の位置	埼玉県児玉郡上里町大字神保原町字西台百四十九番一、百五十一番八
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	六十三・二メートル
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇メートル

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年八月十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十六年八月一日

指令越建セ第二五〇〇七一一号

二 検査済証番号

平成二十六年八月八日

越建セ第二一〇一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字島千九百十九番十、千九百十九番十一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原一丁目八番三十四号 パークハイツC二〇二号

山岸 亘